

Q3 : 「学校いじめ防止基本方針」が策定されて1年になりますが、各学校においては具体的にどのような取組をしていけばよいですか。

はじめに

本地区では、全ての学校において「学校いじめ防止基本方針」が策定されています。各学校はいじめに対して何らかの目標やスローガンを掲げています。それらの目標やスローガンが提示で終わるものではなく、実効性をもつように、具体的な取組の実実施計画や実施体制について決めたもの、すなわち、いじめに対する学校の「行動計画」が「学校いじめ防止基本方針」です。「行動計画」ですから、それが実行に移されることが大切ですし、実際に行われていたものが十分な成果を上げたかどうかをチェックし、必要に応じて補ったり見直したりしていくことが大切です。そこで、未然防止、早期発見、対処の視点から各学校の方針や取組について具体的に示します。

未然防止

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で学校生活に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。

分かる授業づくりを進めましょう。

- ・ 全ての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、ということから始めるとよいでしょう。児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間です。授業の中で児童生徒の不安や不満を取り除くことが大きなポイントです。
- ・ 児童生徒が意欲的に取り組み、満足感や達成感を味わえるような授業づくりを進めましょう。

授業中の規律をしっかり身に付けさせましょう。

- ・ チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方など、授業中のルールをしっかりと定めることが大切です。
- ・ 授業中のルールを共通理解するために、教師同士が互いの授業を参観し合う機会を設けたり、話し合う機会を設けたりすることが必要です。

不適切な言動に気を付けましょう。

- ・ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られますので、注意が必要です。
- ・ 障害のある児童生徒に対する理解を深めることが、認識や言動を見直す上で必要です。

児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を進め、「自己有用感」を高めさせましょう。

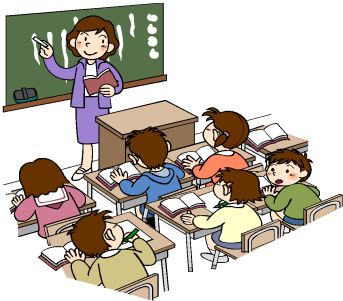
- ・ 「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。その場所にいることに、安心感をもてるのが大切です。
- ・ 「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めている前提の下で、児童生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。児童生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり、「自己有用感」です。「絆」や「自己有用感」を高めさせるために、全ての児童生徒が活躍できる場を準備するなど、教師による組織的、計画的な働きかけが必要です。

教育相談を充実させましょう。

- ・ 定期的な教育相談週間を設定し、計画的に個人面談等の相談活動を推進することが必要です。
- ・ あらゆる場面での児童生徒との小さな関わりを大切にしていきましょう。
- ・ 定期的にアンケート調査を行い、児童生徒の内面理解に努めましょう。

早期発見につながるように、保護者や地域との連携を充実させましょう。

- ・ 学校での日頃の取組等を保護者や地域に発信し、よりよい関係づくりに努め



早期発見

ましよう。
いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童生徒理解を進めることが早期発見には大切です。

児童生徒のささやかな変化を見逃さないようにしましょう。

- ・ 毎日、クラスや児童生徒の様子を観察し、変化に気付くことが大切です。具体的な行動として、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く、学級日誌や生活ノート等をチェックする、養護教諭から保健室の様子を聞くなど、児童生徒の日々の変化を押さえていくことです。今まで当たり前、何気なく行ってきたことを、意識的に積極的に活用しましょう。

気付いた情報を確実に共有しましょう。

- ・ 気付いた情報を一人で抱え込むことなく、全職員で共通理解し、多くの目で見守ることが必要です。いじめの多くは、ささいな情報を放置したり問題ではないと判断したりした結果、深刻化しています。

保護者との連携を密にしましょう。

- ・ 本地区の問題行動等調査のいじめの発見のきっかけを見てみると、いじめを受けている本人または保護者からの訴えが全体の約6割を占めています。このことから、いじめを発見する上で保護者との連携は非常に大切なものです。気になる変化が見られたときには、電話連絡や家庭訪問を実施して積極的に保護者と連携していくことが必要です。



対処

(1) いじめの疑いがあったら、いじめが起こってしまったら

いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断します。判断材料が不足している場合には、関係者の協力の下、事実関係の把握を行います。

組織的に対応していきましょう。

- ・ いじめであると判断されたら、被害児童生徒へのケアやその保護者への支援、加害児童生徒の指導やその保護者への助言など、問題解決まで「組織」が責任をもつこととなります。具体的な対応は本書 P.51~56 を参考にしてください。

関係機関と連携していきましょう。

- ・ 通常考えられるいじめの対応は「組織」が行います。ただし、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市町教育委員会と連絡を取り警察等に相談します。

(2) 重大事態が起こってしまったら

重大事態が起こってしまったら、調査を行うこととなります。学校を調査主体として調査する場合、学校は重大事態の調査組織を設置しなければなりません。市町教育委員会が調査主体となる場合、学校は市町教育委員会の指示の下、資料の提出など調査に協力しなければなりません。学校が調査主体になるか、市町教育委員会が調査主体になるかは、市町教育委員会が判断します。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」では次のように定められています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

おわりに

学校いじめ防止基本方針の実効性を上げるかどうかの鍵は、全職員の共通理解と周知徹底にあります。学校としてやると決めた取組を全職員がやり切ることや、学校として決めた手順に従って全教職員が対処していくことが重要です。個人の判断で、適当に解釈を変えたり、やり方を変えたりしていくことのないようにします。もし、取組や手順に不具合があるのなら、年度途中でも見直しを行い、全職員が共通理解し、納得したうえで実行できるようにします。